【勤務地:東京都千代田区】

任期付職員の採用について

職種	こども家庭庁任期付職員(指導監査官)
職務の内容	1. 職務内容
及び待遇等	こども家庭庁成育局における指導監査官として、①企業主導型保育施設にかかる指導監査基準等の企画立案、②企業主導型保育施設及び実施者等への指導監査の実施、③企業主導型保育事業点検・評価委員会の運営支援等を行う。 2. 待遇等 (1) 採用形態
	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。)に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 (2)採用予定官職
	内閣府事務官(課長補佐級) ※これまでの経歴等によっては、実際の発令が異なる場合があります。 (3)給与
	給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年法律第95号)に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。
	(4) 勤務時間・休暇等 ・勤務時間:午前9時30分から午後6時15分(昼休み1時間を含む。 土、日、休日を除く。) ・休暇:年次休暇20日(年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。)、特別休暇、病気休暇、介護休暇 (5) その他
	・ 国家公務員法(昭和22年法律第120号)等に基づき、兼業に当たって は制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課さ れることとなります。
求める人材	下記(1)~(4)の要件すべてに適合する者 (1)保育の質を担う保育従事者等の保育の提供のあり方について、学問上 又は業務上の経験などを通じて、一定の知見を有する者 (2)保育従事者の労働環境の改善を通じた保育の質の充実化に向けて、一 定の知見を有する者 (3)企業主導型保育施設における保育のあり方について、学問上又は業務 上の経験などを通じて、一定の知見を有する者 (4)保育所等において、保育の提供の在り方や保育の質の充実化に関する
	(4)保育所等において、保育の提供の任り方や保育の質の充実化に関する 業務を経験した年数が13年以上の者

【勤務地:東京都千代田区】

採用予定人数	1名
採用予定期間	令和5年7月1日~令和7年3月31日まで
	(職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
応募資格	1. 大学卒業又は同等以上の学力を有することが望ましいこと
	2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること
	3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者
	4. 日本国籍を有する者
	なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。
	(1)日本国籍を有しない者
	(2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執
	行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
	(3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から
	2年を経過しない者
	(4)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す
	る政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
	(5)平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
	(心神耗弱を原因とするもの以外)
選考方法	一次選考:書類審査、二次選考:面接
	※書類審査の結果、二次選考(面接)を行うこととなった方のみに二次選考
	の日時・場所等を1週間以内にご連絡いたします。
応募受付期間	令和5年6月12日(月)必着
問い合わせ先	(勤務条件について) こども家庭庁長官官房総務課任用係
	電話:03-6860-0105
	E-mail : kodomokatei.jinji@cfa.go.jp
	(職務内容について)こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
	電 話:03-6858-0128
	E-mail: ninkagaihoikushisetsu.kikaku@cfa.go.jp
応募要領	1. 応募方法
	下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)してください。(応募書
	類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきまし
	ては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。)
	2. 提出書類
	(1)一次選考(書類審査)
	① 履歴書(市販の用紙で可)※写真貼付
	② 志望理由をまとめたもの(A4 横書)
	③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの(A4 横書)
	(注)専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写
	しをご提出ください。
	(2) 二次選考(書類選考により面接の連絡を受けた者)

【勤務地:東京都千代田区】

	① 戸籍謄本1通(発行日から3ヶ月以内のもの)
	② 卒業(修了)証明書(大学・大学院等)
	3. 提出先
	〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 22 階
	こども家庭庁長官官房総務課任用係
	※封筒に「任期付職員(指導監査官)応募」と必ず記載の上提出してくださ
	V'o
備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要が
	あります。(休職は不可)
	2. 採用内定者には、健康診断を受診(自己負担により任意の医療機関で実
	施)していただきます。